

令和 8 年度 藍住町立幼稚園入園案内



☆藍住町マスコットキャラクター「あいのすけ」☆

藍住町教育委員会

1 幼稚園について

(1) 子ども・子育て支援新制度

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」は、教育・保育を必要と認定された子どもに対し、その必要性に応じたサービスを行う施設・事業を通じて「給付」する仕組みです。藍住町立幼稚園も新制度に移行した「幼稚園」となっています。

(2) 町立幼稚園一覧

幼稚園名	所在地	電話番号
藍住北幼稚園	藍住町住吉字乾1	088-692-3841
藍住南幼稚園	藍住町奥野字猪熊89-1	088-692-3843
藍住西幼稚園	藍住町富吉字地神79	088-692-7855
藍住東幼稚園	藍住町勝瑞字成長65	088-641-2210

(3) 支給認定区分等について

新制度では、幼稚園の利用にあたり、内容に応じた「認定」を受ける必要があります。「認定」は、保護者からの申請に基づき、教育委員会が行います。

☆幼稚園の1日☆【例】

7:30~8:30	登園時間	
8:00~12:00	幼稚園教育課程 (午前の授業時間)	・幼稚園教育課程の利用者負担は、無償となっております。 ・幼稚園を利用される方の支給認定区分は、全員が1号認定になります。
12:00~13:00	給食時間	
13:00~13:20	降園時間	
13:20~18:00	預かり保育時間 (午後保育)	・午後保育は、月額11,300円(月の利用日数25日まで)の範囲で無償となります。 ・午後保育を希望される方は、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」と「保育の必要性を確認するための書類」を提出してください。 ・午後保育を利用される方の支給認定区分は、2号認定になります。

※幼稚園のスケジュールは、長期休業や行事等により変更があります。詳細については、各幼稚園からの配布物等を確認してください。

(4) 問合せ

〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1
藍住町教育委員会 学校教育課
(TEL:088-637-3128 FAX:088-637-3153)

2 入園手続等について

令和8年4月入園を希望する場合

(1) 入園申請

「入園願書 兼 施設型給付費等支給認定申請書」に記入し、入園受付期間内に入園する幼稚園に提出してください。預かり保育(午後保育)を希望する方は「子育てのための施設等利用給付認定申請書」もあわせて提出してください。

入園受付期間
11月25日(火)～11月28日(金)
9:00～17:30

- ・申請書提出時に「生活の様子」「通園略図」「面接案内」「体験入園申込用紙」をお渡しします。
- ・親子面接の日時は幼稚園が指定します。
- ・預かり保育を希望される方は、「保育の必要性を確認するための書類(就労証明書等)※」が必要です。
※この書類(就労証明書等)は、親子面接までに幼稚園に提出してください。

(2) 親子面接

各幼稚園で親子面接を行います。

面接期間
12月8日(月)～12月11日(木)
14:00～16:00

- ・園内は土足禁止となっていますので、スリッパ又は上靴を御持参ください。
- ・「保育の必要性を確認するための書類(就労証明書等)」「体験入園申込用紙(希望者のみ)」「生活の様子」「通園略図」を提出してください。

(3) 入園説明会

日程等詳しいことは、入園受付時にお知らせします。

- ・「入園のしおり」「預かり保育要項」をお渡しします。

(4) 体験入園

各幼稚園で体験入園を実施します。(希望者のみ)

体験入園
令和8年2月12日(木)
9:30～10:30
<雨天実施>

- ・園内は土足禁止となっていますので、スリッパ又は上靴を御持参ください。

(5) 認定について

園児の保護者に、「認定証」(1号認定)を発行します。預かり保育を利用する方には「施設等利用給付認定通知書」(2号認定)をあわせて発行します。

発行時期は、3月下旬を予定しています。

令和8年5月以降の入園を希望する場合

(1) 入園申請

「入園願書 兼 施設型給付費等支給認定申請書」に記入し、入園する幼稚園に提出してください。預かり保育(午後保育)を希望する方は、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」もあわせて提出してください。

- ・申請書は、各幼稚園や教育委員会にて配布しています。町HPからもダウンロードできます。
- ・申請書は、入園を希望する日の1か月前までに提出してください。
- ・親子面接の日時は幼稚園が指定します。
- ・預かり保育を希望される方は、「保育の必要性を確認するための書類(就労証明書等)※」が必要です。

※この書類(就労証明書等)は、親子面接までに幼稚園に提出してください。

(2) 親子面接

各幼稚園で親子面接を行います。

- ・園内は土足禁止となっていますので、スリッパ又は上靴を御持参ください。
- ・「保育の必要性を確認するための書類(就労証明書等)」「生活の様子」「通園略図」を提出してください。
- ・「入園のしおり」「預かり保育要項」をお渡しします。

(3) 認定について

園児の保護者に、「認定証」(1号認定)を発行します。預かり保育を利用する方には「施設等利用給付認定通知書」(2号認定)をあわせて発行します。入園までに、認定証等が発行できない場合がありますが、入園に支障はありません。

その他

(1) 入園申請後から入園までに、次のような状況変更が生じたときは、届出が必要です。

申請を取下げるとき	辞退届
保育所に入所するとき	
町外へ転出したとき	
氏名が変わったとき	幼稚園利用申込・支給認定事項変更届書
住所が変わったとき	
世帯の状況が変わったとき	
勤務先、雇用期限等が変わったとき	就労証明書

- ・幼稚園と保育所の併用はできません。
- ・就労証明書の提出は、預かり保育を希望される方のみ必要です。
- ・世帯構成(保護者の離別・婚姻・死亡・単身赴任による転出等)に変更があったときは、速やかに届出を行ってください。
- ・各申請書は、各幼稚園や教育委員会で備えているほか、町HPからもダウンロードできます。

(2) 他の教育機関及び行政機関との連携について

園児の発達を長期的に支援するために、必要な範囲で、保育所や福祉課、小学校等と情報共有を行うことがあります。

3 利用者負担額及び所得階層の決定について

令和元年10月から幼児教育・保育無償化事業が本格的に実施され、幼稚園を利用する場合、利用者負担額が無償となります。なお、給食費については国の示す所得階層が副食費の免除対象となるため、所得階層を決定する必要があります。

※所得階層は同一世帯(住民票上の世帯ではありません)に属し、生計を一にしている父母および扶養義務者の市町村民税の税額により決定します。

4月 5月 6月 7月 8月	9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
令和7年度市町村民税額 (令和6年中の所得) 令和6年1月1日～12月31日の所得	令和8年度市町村民税額 (令和7年中の所得) 令和7年1月1日～12月31日の所得

(4月から8月までは前年度、9月から翌年3月までは当年度の市町村民税額により算定します)

【階層区分表】

支給認定保護者の属する世帯の階層区分	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯
第2階層	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)
第3階層	市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯
第4階層	市町村民税所得割課税額211,201円未満世帯
第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上世帯

- ・保護者の方で所得が未申告の場合は、速やかに申告をしてください。
- ・利用者負担額には、給食費・預かり保育料・その他実費費用(教材費、PTA会費、絵本代など)は含まれていません。
- ・令和7年1月1日現在、藍住町に住民票がない方は、前住所地等で保護者の令和7年度所課税証明書を取得し、申請書に添付してください。令和8年1月1日現在、藍住町に住民票がない方は、令和8年8月末までに令和8年度所得課税証明書を提出してください。

4 給食費について

幼稚園では、毎月5,500円(8月、3月を除く)の給食費を徴収します。

ただし、所得階層区分が第3階層までの全ての世帯の子どもと、第3子以降の子どもについては副食(おかず等)の費用が免除となります。

※この給食費は令和7年11月1日時点のものです。物価上昇等の事情により価格改定をさせていただきます場合がございます。あらかじめ御了承ください。

(1) 徴収金額

給食費 月額5,500円	内訳
	主食費:1,000円 ----- 副食費4,500円(免除対象)

(2) 多子世帯の免除

階層区分	多子区分	適用範囲
4階層 ・ 5階層	第3子以降	同一世帯から18歳未満の子どもを3人以上有し、幼児が年齢の高い順から3人目以降の場合

5 預かり保育について

(1) 預かり保育(午後保育・土曜保育)

預かり保育は、幼稚園教育課程(午前の授業)終了後や土曜日に、「保護者が就労している」「保護者が病気の状態にある」「病人の看護をしている」など、いろいろな事情のために園児を家庭で保育することが困難なときに、幼稚園が保護者に代わって、園児の健全な心身の発達を図ることを目的に保育を行うことです。

令和元年10月1日から開始された幼児教育の無償化に伴い、月額11,300円(月の利用日数25日まで)の範囲で無償となります。ただし、無償化の対象となるには、事前に「子育てのための施設等利用給付認定申請書」及び「保育の必要性を確認するための書類」を提出し、「施設等利用給付認定通知書」(2号認定)を取得する必要があります。「施設等利用給付認定通知書」(2号認定)がない場合、利用時間の長短に関わらず1回あたりの利用料を徴収します。(※)

実施日	利用時間	備考
月～金	13:20～18:00 (午前の授業終了後)	1回 450円
土曜日	7:30～18:00	

(2) 長期休業(夏・冬・春休み)中の預かり保育

午後保育等と同様に、長期休業中の預かり保育も月額11,300円(月の利用日数25日まで)の範囲で無償となります。

長期休業中の預かり保育のみを希望する方は、利用開始日までに「子育てのための施設等利用給付認定申請書」及び「保育の必要性を確認するための書類」を提出し、「施設等利用給付認定通知書」(2号認定)を取得する必要があります。「施設等利用給付認定通知書」(2号認定)がない場合、利用時間の長短に関わらず1回あたりの利用料を徴収します。(※)

なお、長期休業中の給食の提供はありません。午後以降の預かり保育を利用される場合、昼食は必ず家庭で用意し園児に持たせてください。

実施日	利用時間	備考
長期休業中 (月～土)	7:30～18:00	1回 450円

(3) 土曜保育についてのお願い

労働基準法により、一週間の就労時間は40時間と定められています。そのため、町立幼稚園においては、預かり保育に支障をきたさないよう配慮しながら、土曜日を職員が交代して休む勤務体制をとっています。

土曜日に家庭で保育できる方については、園児とのふれあいを深めるためにも、家庭での保育に御協力をお願いします。

※預かり保育は、2号認定を取得された方のみ無償で利用できる事業です。利用料を支払えば利用できるものではありません。

6 一時預かり保育について

預かり保育を利用していない園児で、緊急に家庭での保育が困難な状態になった場合、一時的に園児を預かる制度です。無償化の対象ではありませんので利用料を徴収します。

実施日	利用時間	利用料
月～金	13:20～18:00 (午前の授業終了後)	1回 400円
	※長期休業(夏・冬・春休み)中 7:30～18:00	1回 800円
土曜日	7:30～18:00	1回 800円

預かり保育及び一時預かり保育の詳細については、各幼稚園からお渡しする「預かり保育要項」で御確認ください。

7 延長保育について

令和8年度以降の延長保育については廃止させていただきます。
御了承ください。

8 入園辞退について

幼稚園と他の教育・保育施設(保育所等)を併願された方で、保育所等に入所が決定し、幼稚園に入園されない場合は、幼稚園に「辞退届」の提出が必要です。「辞退届」は期限(※)までに提出してください。提出後の辞退の取消しはできませんので、御注意ください。

※4月入園の方は、**2月末まで**に提出してください。

町立幼稚園の入園等に関するQ&A

1 入園及び利用に関すること

Q1 幼稚園と保育所(他の幼稚園)の併用はできますか？

A 幼稚園と保育所(他の幼稚園)の併用はできませんが、併願は可能です。

Q2 入園前に見学することは可能ですか？

A 可能です。見学については、各幼稚園にお問合せください。

Q3 入園までに準備する物を教えてください。

A 準備物や通園時の服装等は、各幼稚園にお問合せください。

Q4 午後保育や一時預かり保育のみの利用はできますか？

A できません。幼稚園のサービスは、入園された方のみ利用できます。

Q5 通園区域外の町立幼稚園に通わせることはできますか？

A 原則、できません。例外として、一定の条件を満たす場合、区域外就園の手続きを行い、許可を得て通園区域外の幼稚園に通うことができます。詳細については、教育委員会にお問合せください。